

行動指針

優良派遣事業者の認定を受けようとする事業者は、「優良派遣事業者行動指針」に沿った事業運営を実施していることを、広く周知していることが求められます。

行動指針

労働者と企業を結びつける人材派遣事業の社会的役割を自覚し、派遣社員の個人情報と派遣先企業に関する情報の保護に十分留意しつつ、民間事業としての特性を活かし労働市場の需給調整に貢献する。

派遣社員の人格、個性を尊重し、安心・安全で働きやすい環境を確保するとともに、キャリア形成を支援する。

事業に関する情報の開示に努め、広く社会とのコミュニケーションを行い、透明性の高い事業運営を行う。

人材派遣事業の運営に携わるすべての社員が法令遵守を徹底し、派遣に関する法令・契約を遵守しない派遣先企業には厳正な態度で臨む。

認定マーク

優良派遣事業者に認定されると、名刺やWebサイト等で「優良業者認定マーク」を使用することができます。



優良派遣事業者

派遣社員・派遣先企業・派遣会社の三者が1本の線でつながり、良好な関係を築き上げている様子を表現しています。

平成27年度優良派遣事業者推進事業・優良派遣事業者認定制度に関するお問合せ先



専用WEBサイト ● <http://yuryohaken.info>

※担当者より順次ご連絡いたしますので、上記WEBサイトのお問い合わせフォームをご利用ください。

事務局 ● 〒102-0071
東京都千代田区富士見2-6-9 雄山閣ビル3階
<http://www.j-hr.or.jp>



平成27年度

厚生労働省委託事業

優良派遣事業者認定制度

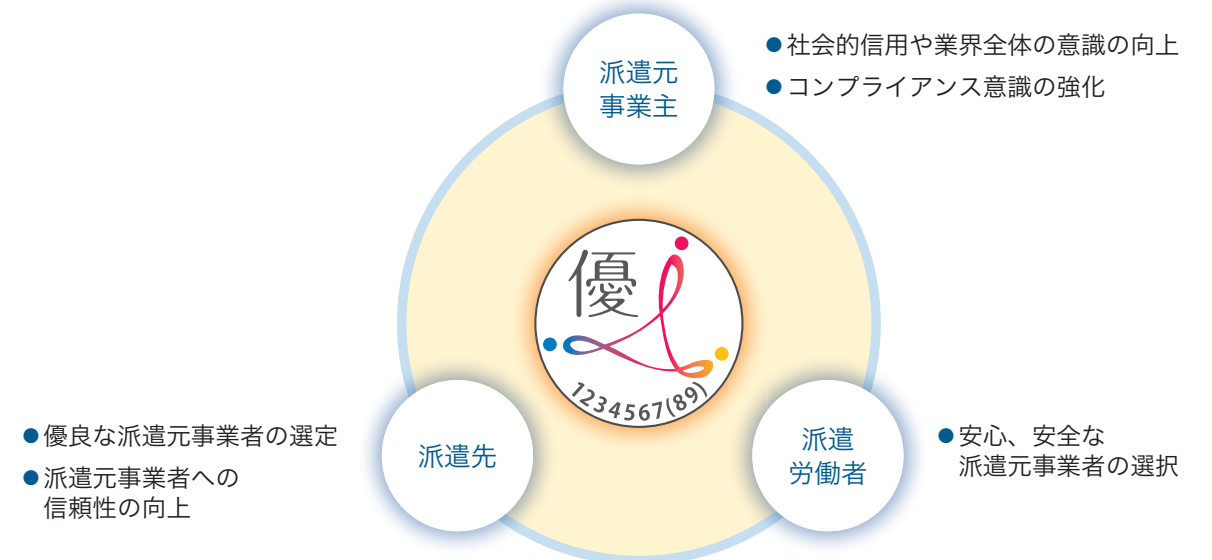
概要

優良派遣事業者とは？

法令を遵守しているだけでなく、派遣社員のキャリア形成支援やより良い労働環境の確保、派遣先でのトラブル予防など、派遣社員と派遣先の双方に安心できるサービスを提供できているかどうかについて、一定の基準を満たした派遣事業者を「優良派遣事業者」として認定します。

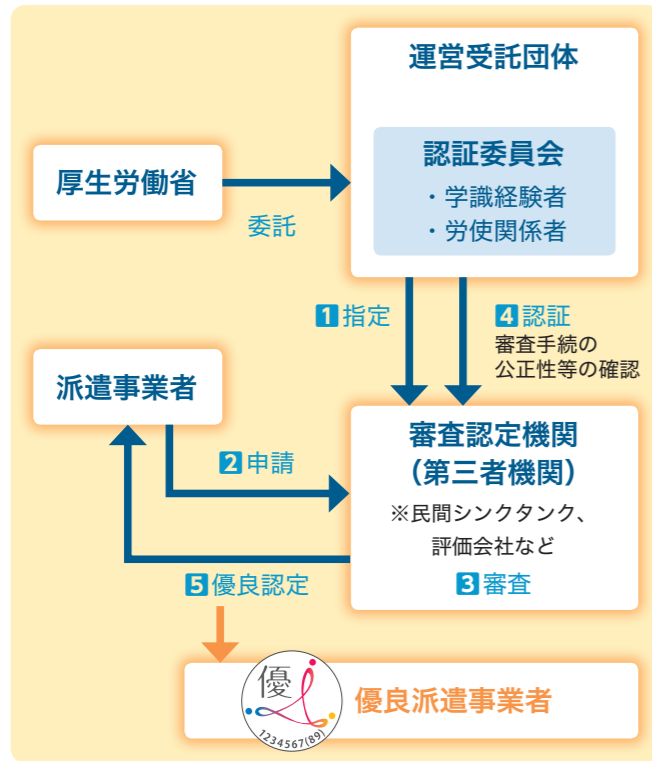
優良派遣事業者認定制度のねらい

派遣会社は優良な事業者であると認定され、派遣社員や派遣先企業は信頼性のある派遣会社を選択できるなど、派遣元・派遣先・派遣社員にメリットがあります。



審査・認定のしくみ

認定を受けようとする事業者からの申請を受けて、
認証委員会に指定された審査認定機関が
一定の基準を満たしているか審査し、認定します。



- 1 優良派遣事業者の認定を受けようとする事業者は、申請要件(下記)を満たした上で、認証委員会が指定した審査認定機関に所定の申請書類等を提出します。
※申請には、審査認定機関が定める所定の申請料がかかります。
- 2 提出された申請書類等をもとに、審査認定機関の審査員が事業所を訪問し、現場確認や関係者ヒアリング等を行うことによって認定基準を満たしているかどうかを判断し、認定の可否を決定します。
- 3 審査認定機関による認定結果を認証委員会が認証し、最終的に優良派遣事業者として認定されます。
※優良派遣事業者の認定には有効期間があり、3年ごとに更新が必要です。また、法令違反等の一定の取消事由が発生した場合には、認定を取消されることがあります。

申請要件

以下の要件を満たしている事業者が
優良派遣事業者の認定を申請することができます。

申請要件

- 1 申請時点で、厚生労働大臣により一般労働者派遣事業の許可を受けていること、または、特定労働者派遣事業の届出を受理されていること
- 2 直近5年間、労働基準法、職業安定法等の法令に重大な違反をしていないこと
- 3 労働者派遣事業の許可・届出後、3年以上の事業実績があること
- 4 直近過去3年間、税金を滞納したことがないこと
- 5 直近過去3年間、派遣労働者への給与の遅配がされてないこと
- 6 直近過去3年間、社会保険料及び労働保険料を滞納していないこと
- 7 直近過去3年間において、厚生労働省から以下の命令を受けておらず、かつ3年より以前に以下の命令を受けた場合でも申請時にはすでに命令を解除されていること
(ア)労働者派遣事業改善命令(労働者派遣法第49条第1項)
(イ)労働者派遣事業停止命令(労働者派遣法第14条第2項ないし第21条第2項)
- 8 その他、本制度の趣旨に照らして問題となる事実がみとめられないこと

申込から認定までの基本的な流れ

1 審査認定機関を決める

- 審査認定機関は公募の上、認証委員会の審査を経て決定されます。優良認定の審査を受けようとする派遣会社(以下、申請派遣会社)は、その中から審査を受けるところを決めます。審査内容・審査手順は、どの審査認定機関でも変わりません。審査認定機関は、専用Webサイトに公開されますので、そちらから必要な情報を得るようにしてください。

2 審査認定機関に審査申請をする

- 審査認定機関を決めたら、審査認定機関に申請をします。申請には以下の用紙が必要になります。専用Webサイトからダウンロードが可能ですので記入・作成の上、審査申請を行いたい機関に提出ください。
なお審査申請の受付期間は、どの審査認定機関でも同じです。期限に遅れないようにしてください。
■優良派遣事業者認定 審査申請書 ■申請要件に関する誓約書

3 審査料の支払

- 審査認定機関の指示に従って審査料を期限までに支払います。金額と支払期限は、各審査認定機関にご確認ください。審査料の金額は、交通費実費等によって変動のある場合もあります。
なお、返金ができない場合もありますので、各審査認定機関の案内をよく確認してください。

4 「審査事前確認表」を提出する

- 「優良派遣事業者認定審査 事前確認表」を作成して、審査認定機関に審査受付期間内に提出ください。(記入ミスなどで提出後に修正の必要が生じた場合は、すみやかに審査認定機関にご提出下さい)

5 審査日を審査認定機関と決定する

- 審査日は、申請を行った審査認定機関と調整します。審査実施期間後半は審査が混み合うため、希望日時に沿えない場合もあります。審査にかかる時間は5~8時間程度を見込んでおり、審査の進行状況によってはさらに時間がかかる場合もあります。

6 審査員による審査

- 審査は複数名の審査員が行います。なお、どの審査員が申請派遣会社に訪問するかは、審査認定機関が選定します。ただし、審査員が申請派遣会社と利害関係がある(あった)場合は、その旨審査認定機関に申し出てください。審査認定機関において審査員の交代をいたします。
なお、審査後にその事実が判明した場合は、認定の取り消しがなされる場合もありますので、事前のご確認をお願いします。

7 審査結果の連絡

- 審査結果は、全ての審査が終了後、審査過程が適切なものであったかを認証委員会にて確認の上、認定の可否が決定され、各審査認定機関より連絡が行きます。